和歌山市監查委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を 実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月29日

 和歌山市監査委員
 伊藤隆通

 同上森田昌伸

 同上尾崎方哉

 同上数

第1 監査の期間

平成29年9月11日から平成30年2月9日まで

第2 監査の対象

- 1 紀州おどり開催交付金
- 2 まちなかキャンドルイルミネーション・竹燈夜開催交付金
- 3 食祭開催交付金
- 4 和歌山城市民茶会開催交付金

第3 監査の項目

- 1 財政援助団体関係
- (1) 補助金等の申請に係る手続きの適正性
- (2) 補助金等に係る申請書類の提出等の適時性
- (3) 補助金等に係る会計経理の適正性
- (4) 財政援助所管課に提出した書類との適合性
- (5) 精算報告及び返還金処理の適正性
- (6) 会計経理上の責任体制の確立
- (7) 内部統制の有効性
- (8) 監査の独立性の確保
- (9) 事業の計画性及び有効性
- 2 所管課関係
- (1)補助金等の交付決定の適法性
- (2) 交付目的及び補助対象事業内容の明瞭性
- (3) 補助金等に関する条件の明瞭性
- (4) 補助金等の額の算定及び手続きの適正性
- (5) 実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
- (6) その他

第4 監査の結果

監査の結果は次表のとおりである。一部において整備を要する事項が見受けられたので、 今後、より適正な事務の執行を望むものである。 なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都 度指導したので省略する。

1 紀州おどり開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	和歌山市紀州おどり実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	12,635,000円
監査結果	交付金の確定及び精算処理において、紀州おどり開催交付金交付要綱第 2条第2号では、交付金の額は、総事業費から交付金以外の収入を差し引 いた額とすることが定められているが、交付金以外の収入を差し引かずに 交付金額を確定させたため余剰金が生じていた。余剰金を返還させた上、 今後は交付要綱に基づき適正に処理されたい。

2 まちなかキャンドルイルミネーション・竹燈夜開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	竹燈夜実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	2,340,128円
監査結果	おおむね良好であった。

3 食祭開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	和歌山市"食"のイベント実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	6,322,105円
監査結果	おおむね良好であった。

4 和歌山城市民茶会開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	和歌山城市民茶会実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	1, 545, 362円
監査結果	おおむね良好であった。